「琵琶湖システムフォトクラブ」ＳＮＳアカウント運用要領

（目的）

第１条　本要領は、滋賀県農政水産部農政課が管理する次の琵琶湖システムフォトクラブＳＮＳアカウントについて必要な事項を定める。

（１）「琵琶湖システムフォトクラブFacebookグループ」（以下「当グループ」という。）

グループ名：琵琶湖システムフォトクラブ

アドレス：https://www.facebook.com/groups/329433109077507/?ref=share

（２）「滋賀県農政課Instagramアカウント」（以下「当アカウント」という。）

ユーザーネーム：shigagiahs

アドレス:https://www.instagram.com/shigagiahs/

（基本方針）

第２条　世界農業遺産認定への取組および琵琶湖地域の農林水産業の魅力の発信に資する写真および動画を、当グループまたは当アカウントを通じて、多様な主体との協働により収集し、広く国内外に発信・共有する。

（管理責任者）

第３条　滋賀県農政水産部農政課長（以下「管理責任者」という。）は、当グループおよび当アカウントの適切な運用管理のために次の各号に掲げる事務を行う。

（１）当グループまたは当アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示

（２）ユーザー情報やパスワード等の管理

（３）掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

（４）その他、適切な運用を行うために必要な事項

２　管理責任者は、別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な運用に努める。

（運用方法）

第４条　琵琶湖システムフォトクラブは、当グループへの加入または当アカウントへの「フォロー」を行った者を「琵琶湖システムフォトクラブメンバー」（以下「メンバー」という。）とする。

２　琵琶湖システムフォトクラブは、メンバーがInstagramに「#琵琶湖システムフォトクラブ」または「#biwakosystemphotoclub」のハッシュタグを付けて投稿した写真等の中から、第２条の趣旨に合致するものを選択し、当アカウント上に掲載する。

３　琵琶湖システムフォトクラブは、前項に定めるほか、適当と認める写真等を掲載することができる。

４　前２項に定める掲載は、管理責任者が指定する運用管理担当者が行う。

（著作権等）

第５条　前条第２項で投稿のあった写真等の著作権は投稿者に帰属するが、当グループまたは当アカウント上への掲載および県が行う広報活動等の用途について、メンバーは県に無償で使用を許諾するものとする。

２　県は、前項の用途においてメンバーの写真等を使用する際には、サイズ調整、トリミング等、使用のために必要な範囲でデータの修正を行うものとし、デザインの都合により表示が困難な場合等を除き、原則メンバーの氏名（ユーザーネーム）を表示するものとする。

３　前２項に基づく写真等の使用および修正について、メンバーは県に対して、著作権ならびに著作者人格権を主張、行使しないものとする。

（アカウント運用者の明示）

第６条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、当グループおよび当アカウントのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

（禁止事項）

第７条　当グループまたは当アカウントでは、次の各号に該当する投稿およびコメントを禁止する。

（１）法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの

（２）公の秩序または善良の風俗に反するもの

（３）人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

（４）本人の承諾なく個人情報を掲載するなどプライバシーを侵害するもの

（５）特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

（６）広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

（７）政治または宗教の活動を目的とするもの

（８）虚偽や事実と異なる内容を含むもの

（９）わいせつな表現を含むもの

（10）琵琶湖システムフォトクラブの趣旨と無関係なもの

（11）FacebookまたはInstagramの利用規約に反するもの

（12）（１）から（11）までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

（13）その他、管理責任者が不適切と判断するもの

２　管理責任者が前項の各号に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿およびコメントの全部または一部を削除することができる。

（免責事項）

第８条　県は、投稿された写真等に肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合について、一切責任を負わない。

２　県は、投稿者間、もしくは投稿者と第三者間のトラブルによって、投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

（その他）

第９条　本要領に定めのない事項は管理責任者が別に定める。

付則

本要領は、令和４年１月26日から施行する。